新潟市重層的支援体制整備事業庁内連絡会議設置要綱

（設置）

第１条　社会福祉法（昭和26年法律第45号）第106条の４に規定する重層的支援体制整備事業の推進に向け、関係部局の連携を図るため、新潟市重層的支援体制整備事業庁内連絡会議（以下「連絡会議」という。）を設置する。

（所掌事項）

第２条　連絡会議の所掌事項は、次のとおりとする。

（１）重層的支援体制整備事業の推進に向けた課題の整理、検討等に関すること。

（２）重層的支援体制整備事業に係る関係部局との連絡調整に関すること。

（３）その他重層的支援体制整備事業に関し必要な事項に関すること。

（構成）

第３条　連絡会議は、委員長及び委員をもって構成する。

２　委員長は福祉部福祉総務課長をもって充てる。

３　委員は別表に掲げる関係課等の長をもって充てる。

（連絡会議）

第４条　連絡会議は、必要に応じて委員長が招集する。

２　委員長は、必要があると認めたときは、連絡会議の構成員以外の者を会議に出席させることができる。

（担当者会議）

第５条　委員長は、連絡会議を円滑かつ機能的に運営するために、必要に応じて担当者会議を開催することができる。

（庶務）

第６条　連絡会議の庶務は、福祉部福祉総務課において処理する。

（その他）

第７条　この要綱に定めるもののほか、連絡会議の運営に関し必要な事項は、委員長が別に定める。

附　則

この要綱は、令和７年１月１７日から施行する。

別表第１（第３条関係）

		所属名	
構成員	1	政策企画部	政策調整課
	2	市民生活部	市民生活課
	3		消費生活センター
	4		男女共同参画課
	5	環境部	環境政策課
	6	福祉部	福祉総務課
	7		障がい福祉課
	8		高齢者支援課
	9		地域包括ケア推進課
	10		介護保険課
	11		保険年金課
	12	こども未来部	こども政策課
	13		こども家庭課
	14		児童相談所
	15		幼保運営課
	16		幼保支援課
	17	保健衛生部	こころの健康センター
	18		保健所保健管理課
	19	経済部	雇用・新潟暮らし推進課
	20	農林水産部	食と花の推進課
	21	建築部	住環境政策課
	22	財務部	納税課
	23	北区	区民生活課
	24		健康福祉課
	25	東区	区民生活課
	26		健康福祉課
	27		保護課

	28	中央区	窓口サービス課
	29		健康福祉課
	30		保護課
	31	江南区	区民生活課
	32		健康福祉課
	33	秋葉区	区民生活課
	34		健康福祉課
	35	南区	区民生活課
	36		健康福祉課
	37	西区	区民生活課
	38		健康福祉課
	39		保護課
	40	西蒲区	区民生活課
	41		健康福祉課
	42	教育委員会	学校支援課
	43		特別支援教育課
	44		生涯学習推進課
	45	水道局	営業課